

永平寺町公民館条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第 7 号

永平寺町公民館条例の一部を改正する条例

永平寺町公民館条例(平成 18 年永平寺町条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「永平寺町松岡農業構造改善センター条例(平成 18 年永平寺町条例第 114 号)」を「永平寺町御陵公民館条例(令和 7 年永平寺町条例第 号)」に、「永平寺町松岡多目的集会センター条例(平成 18 年永平寺町条例第 117 号)」を「永平寺町吉野公民館条例(令和 7 年永平寺町条例第 号)」に改め、「永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例(平成 18 年永平寺町条例第 119 号)」を削り、「永平寺町上志比地域振興センター条例」を「永平寺町上志比公民館条例」に改める。

別表第 1 中「永平寺町松岡吉野 25 号 18 番地」を「永平寺町松岡吉野第 25 号 18 番地」に、「永平寺町松岡兼定島 36 号 34 番地」を「永平寺町松岡兼定島第 36 号 34 番地」に改める。「旧上志比村の全区域」を「上志比小学校通学区域」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。